

長野県産業教育振興会第一支会会則

第1条 本会は長野県産業教育振興会第一支会という。

第2条 本会の事務局は理事長校におく。

第3条 本会は長野県産業教育振興会と連絡し北信地域の産業教育の振興を図り、産業の発展に資することを目的とする。

第4条 本会の目的を達成するため概ね下記の事業を行う。

- (1) 事業家と産業教育関係者との懇談協議会の開催
- (2) 研究の助成
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項

第5条 本会は下記の者をもって組織する。

- (1) 事業家及び産業教育に関する学校並びにその関係者
- (2) その他本会の趣旨に賛同する者。

第6条 本会に下記の役職員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 評議員 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 3 名
- (6) 幹 事 若干名

第7条 会長、副会長は評議員会で選出する。

第8条 評議員は事業家会員・会員校々長及びその他の会員より選出する。

- 2 理事は評議員会の推せんにより会長がこれを委嘱する。
- 3 理事長は理事の互選による。
- 4 監事は評議員会で選出する。
- 5 幹事は会長が委嘱する。

第9条 会長は会務を総理し本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 理事長は会務の処理を統轄する。
- 4 評議員会は次のことを行う。
 - (1) 会務及び事業報告並びに決算の承認
 - (2) 事業計画並びに予算の議決
 - (3) 役員を選出
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他重要事項
- 5 理事は会務を掌理する。
- 6 監事は財務を監査する。
- 7 幹事は会長の命を受け会務を処理する。

第10条 役員の任期は2年とする。

2 補充の役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は再任することができる。

第11条 本会の会議は総会・評議員会・理事会とし総会は毎年1回以上評議員会及び理事会は必要な都度これを招集する。

ただし、総会が開催できない事情がある場合は、評議員会・理事会をもって総会に代わることができる。

2 総会は第9条第4項の項目について報告を受けこれを承認する。

第12条 本会に次の部会を置くことができる。

(1) 農業部会

(2) 工業部会

(3) 商業部会

(4) 家庭部会

第13条 本会の経費は会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 会費の額は評議員会において定め毎年8月末日までに納入するものとする。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附則

この会則は、昭和44年5月13日より施行する。

附則

この会則は、平成2年6月25日より施行する。

附則

この会則は、平成4年6月25日より施行する。

附則

この会則は、平成5年6月7日より施行する。

附則

この会則は、令和2年7月17日より施行する。(太字部分を追加)